主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、判断の遺脱をいうが、記録を調べても、上告人が所論の如き抗弁を提出 し立証した事跡が顕われていないから、原判決には所論の如き違法はない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫